第2回湖南市政治倫理審査会会議録

【開催年月日】 令和4年1月28日(金)午後1時00分から午後3時45分まで

【開催場所】 湖南市役所東庁舎3階大会議室

【出席者】 (委員) 林善彦、古川麻里恵、真山達志、山本善通、八幡知行 (事務局) 総務部長井上、総務部次長西田、総務課長藤木、 総務課課長補佐三牧、総務課主幹中村、総務課主査川瀬

【傍聴者】 (報道関係者)4人

(一般) 8人

【会議の概要】

- 1. 開会
- 2. 議事
- (1) 審査会の運営について
 - 会議の公開・非公開について

午後2時までの質問事項の整理については非公開とすることで、委員全員一致。湖南市政治倫理条例第6条第7項ただし書きの規定により、非公開とする。午後2時から 実施予定の事情聴取については、原則どおり公開とする。

【主な意見】 調査対象者が傍聴に来た場合には、これから何を聞かれるのかということを知ることができ、意見聴取に備える機会を与えてしまうことになるため、質問事項については、非公開とするべきである。

○ 傍聴の取扱いについて

湖南市政治倫理条例施行規則第5条第8項の規定により、湖南市議会傍聴規則の例による(公開の部分について)。

報道機関等からカメラの持込み、撮影の申し出があったので、湖南市議会傍聴規則第 13 条ただし書きの規定により、これを許可した。

- (2) 審査請求に係る政治倫理基準違反行為の存否について
 - 湖議第 221 号-森淳議員に係る審査請求
 - 湖議第222号-大島正秀議員に係る審査請求

【主な意見】

- ●事情聴取の方法および質問事項の整理については、非公開とした。
- ●森淳議員の事情聴取
 - (委員) 問題になっているのは、市議会委員選挙の際のポスターに、市長からの推薦文が 掲載されているが、文章は市長自身の書いたものではなく、森さんが代わりに書い たものであったこと。推薦文は市長本人が書いたのものとして掲載されていたこ とに関して問題にされているが、それに関しての事実関係を確認するのが今日の 趣旨です。

資料等からすると、写真と市長の署名を個別に先に受け取られていたということでよろしいですか。

(森議員) はい、それで結構です。

(委員) ポスター等に掲載された推薦文は、森さん自身が執筆されたということで間違い ないですか。

(森議員) 間違いありません。

- (委員) 市長からは、推薦をするので名前を使ってもらって良いと事前に了解を得ていた ということでよいですか。
- (森議員) はい。事前に提出した文章のとおりの日付で、市長からは了解を得ています。
- (委員) その了解のもと、森さんが推薦文を市長の代わりに書いて、それを市長に確認してもらうというプロセスがあったかと思うが、そこが一番重要になるので、資料にある、何月何日に市長に会い、原稿を見せ、誰の確認を終えた等を時系列に説明してください。
- (森議員) 事前に提出している書面にも書いていますが、8月28日、夕方だったと思いますが、市長に電話をかけ、市議選の出馬の依頼、推薦状の依頼、選挙葉書に市長推薦を書いていただく、この3点のお願いをするために面会を求めたが、市長はコロナ等の関係でお忙しく、その日も含めて数日時間が取れないとのことでした。この電話で要件を伺いたいとのことでしたので、3点をお願いしたい、あわせてそれに使う市長の署名と写真をいただきたいとお願いをしました。

市長からは、分かった、使ってちょうだいとのことで、私設秘書に伝えておくから、そちらからもらってくれとのことでその日の電話は終わりました。翌日の8月29日の9時頃、生田市長の事務所に赴き、私設秘書から市長の署名と、写真データをUSBでデータをいただきました。直接市長に文章をお見せしたのは、9月14日午後5時ごろです。別件で市長が私の事務所までお越しになり、用件が済んだ後に、推薦文と市長推薦の文言の入った選挙葉書を市長に直接お見せして、了解を得ました。

(委員) まず8月28日の出馬の挨拶は、推薦依頼をされて市長から了解を得たということだが、その段階で市長が、どのような返事をされたのですか。了解というのは、 具体的に、覚えておられる範囲でどのような反応だったのですか。

(森議員) うん、分かった、分かった、何にでも使って、という感じです。

(委員) そのあと私設秘書の方と LINE でどのような連絡をされたのですか。

(森議員) その日の朝6時48分に、私設秘書の方からLINEがきまして、『おはようございます。写真の上に生田の写真が必要なのか、写真とサインが別々なのか』と問い合わせがありました。私から、『別々でお願いします』という返信をしています。その日のうちに伺ってよいかと聞くと、どうぞということでしたので、9時頃に事務所に伺い受け取ったという経緯です。

(委員) 9時に事務所へ行って、署名と写真を受け取ったということですね。実際に文案 を確認してもらったのは9月14日ということだが、その時に推薦文と選挙葉書を の印刷見本というか、いわゆるゲラの段階のものをお見せになったということで すか。

(森議員) そうだったと記憶しています。

- (委員) その時市長は、それを受け取って、手にとって読まれましたか。
- (森議員) テーブルに差し向いに座り、市長の前に選挙葉書とその推薦文を置いて、これですと提示をしました。市長は手に取ることなく、目を一度落とすだけで分かった、分かったと了解されました。
- (委員) 森さんのご判断で良いのですが、時間的に市長が文面を全部読まれたか、見ただ け程度なのかどちらの認識をお持ちですか。
- (森議員) しっかり読んでおられません。目の前に5分10分以上は置いている状態ですが、眺めておられて、じっくり読んでおられるようではありませんでした。
- (委員) しかし森さんとしては、確認を取っていただくために、ちゃんと見せていたとい うことですね。

市長に文案をお見せになったのは、その時だけですか。それ以外の機会に市長が 事前に見る可能性は考えられますか。

(森議員) しっかりお見せしたのはその時だけです。

(委員) 市長等に文面を先に渡すことは一切なく、その時に印刷見本を見せたのが唯一、 市長が確認するチャンスだったということですか。

(森議員) はい。そうです。

(委員) 確認ですが、9月14日は机の前に、ゲラを置かれたのですね。あなたが書かれた文章をそこに置いたということですね。

(森議員) 選挙葉書、葉書サイズの推薦文を置きました。

(委員) 小さいものということですね。

(森議員) テーブルの上には何もないので、そこに葉書を2枚置く形になります。

- (委員) それから写真を USBで受け取っており、それも置いたのですか。原稿だけと思っていましたが。
- (森議員) 推薦文には写真が入っていませんが、選挙葉書には写真が入ったものをお見せ しています。
- (委員) ポスターの大きさのゲラはないのですよね。
- (森議員) 選挙ビラは A 4 サイズですけど、それはまだ上がっていませんので、お見せできない状態ですね。
- (委員) 従って葉書のゲラがあったということですね。そこには、文章と顔写真と、それ からサインはつけてあったのですか。
- (森議員) 推薦文にはサインがあったと思います。選挙葉書の方には、写真が入っていた

- と思いますが、推薦文の方にはまだ写真を入れていない状態で、文章の方をお見せしたという状態です。物自体の形は、二つとも葉書サイズの物だったということです。
- (委員) もう一度確認したいのですが、署名をしていただいたのはこの推薦文に署名をしていただいたのではなく、生田邦夫という文字をもらったという、別々のものなのですね。
- (森議員) 推薦文を書いていただく、それから選挙葉書に市長の推薦を書いていただくお願いをするために、出会いたいと連絡をさせてもらったのが28日ですけど、そこで面談ができなかったので、その電話の中で、選挙葉書と推薦文の了解をいただくと同時に、その推薦文と写真と署名をお願いして、いただいたということですから、その時点でまだ推薦文ができ上がっていませんでした。
- (委員) 最初、8月28日に推薦依頼をされた時に市長はわかった、わかったというぐらいで、例えば、あんた代わりに書いといて等の依頼はなかったのですか。
- (森議員) 細かいことをおっしゃる方ではありませんので、分かった、分かった、なんぼでも使ってということは、当然そのような意味も含まれていると理解をしていますし、当然そのような意味の上で署名と写真もいただけたという理解をしています。
- (委員) 政治倫理審査会は、裁判所で司法判断するところではなく、倫理審査するというところなので、皆さんご自身の認識レベルのご質問をしたいと思うのですが、有権者からすれば推薦文の下に市長の署名があれば、これは市長自身が書いたのだろうと思うのが一般的な認識だと思うが、一方で、現実的な問題を考えると、忙しい人の場合は、誰か代わりに書いて確認するだけというのは、実態としてはよくある話だとは思います。両方の側面があるが、今回この選挙という有権者の判断を仰ぐ非常に重要な局面において、市長の代わりに代筆をして実際文章の裏に筆を取ったと書かれているので、読む限りはいかにも市長が書いたと見えるのですが、森さん自身としては、代わりに書いたけれども十分に市長の確認をとっているので、これは問題ないと認識されていますか。
- (森議員) 生田市長とは平成12年の甲西町議会議員選挙でご一緒をしておりまして、それからずっとお付き合いをさせてもらっています。県議会議員の選挙に出られる折も、以前の市長選挙の折も近くで応援をさせてもらい、22年のお付き合いをさせてもらっている中で、一言言われると、こういうことを言っているのだろうということは理解できますので、それでOKと言われた時に、こと細かく目を通されなくても承知をされているのだという理解をしています。そのような関係の中で、想像も私なりにはしていましたので、提出した文章にも書いてありますように、令和2年の市長選挙の折の関係についても、私と同じような思いを市長も持っていただいているだろうということを前提に、推薦文を書かせていた

だいています。他の文言については、参考にした資料を引用していますので、さっと目を通される程度の理解でも、その文章は市長が書かれたものという理解でいいと認識していました。

- (委員) 若干時間がございますが、ご発言があれば、5分程度までは認めます。
- (森議員) 文章に書いている通りの思いです。私としては、自分で原案は書きましたが、 市長にしっかりと了解を得たと認識をしていますので、政治倫理の基準に違反 をしたという思いは全くありません。私自身がこの政治倫理条例案を提案して きた経緯もありますので、注意をして議員活動してきたつもりでいますので、非 常に今回の件は心外です。それだけは理解していただきたいです。
- (委員) それでは審査会としての事情聴取は以上でございます。本日はお忙しい中ご協力 ありがとうございました。
- ●会議の公開・非公開について
 - (委員) 非公開の方が議論が密にできるというところもあるし、公開の方が情報の提供という意味ではできるので、必ずしも非公開で進めるべきだという意見ではない。
- (委員) 判断をする部分について、公開するか非公開でやるか。
- (委員) 結果としての議事録は公開されるので、そのプロセスについて公開しない方がベターかなという気はする。
- (委員) 個人的には公開でいいと思う。
- (委員) 森議員のことについては公開でも構わないのではないかと思う。ただ、大島議員 のことは聞いてみないと分からないので、その段階でもう一度お願いしたい。
- (委員) 例えば大島議員の場合は非公開、森議員の場合は公開というふうに区別をしない 方がいいと思う。途中経過含めて議事録は、閲覧しようとすれば皆さんに行き渡る。 ここで今あえてこの議論の結論的なこと含めて、一部の人に公開するという恰好は、 個人的には望ましくないんではないかと思っている。
- ●大島正秀議員の事情聴取
 - (委員) 今回問題になっているのは、農園で出来た葡萄を配布したということですが、この 農園について確認させていただきます。提出のあった弁明書の中では、いちご園をま ちづくり協議会として借りておられるということですが、この契約というのが、誰が 賃貸借契約をしているかたちになっているでしょうか。
 - (大島議員) 賃貸契約は、私がしています。基本的には個人の名前ですが、名称としては 「ファームかがやき」という名称を使っています。
- (委員) 「ファームかがやき」というのは、どの時点でできた名称なですか。
- (大島議員) できたのは、31年の4月です。実がなったら、農業法人を立ち上げなけれ ばならないと聞いていたので、それに合わせて、呼称として「ファームかがや き」を使っています。
- (委員) それは葡萄ができて、販売などをするということに先駆けて、その準備という意

味合いも兼ねて、「ファームかがやき」というものを立ち上げたということですか。 (大島議員) そうです。

(委員) 将来的には農業法人にするということですが、契約時点ではどういう組織だった んでしょうか。

(大島議員) 契約については、私個人が借りています。

- (委員) その際に、そのまちづくり協議会がどういう関わり方をしたんでしょうか。
- (大島議員) 28年4月当時、私はまちづくり協議会の会長をしていましたが、その当時、 湖南市が、(まちづくり協議会の) 自主事業として地産地消を推奨していた。そ のときに、西寺地先の梅林園が引き継ぐ者が誰もいないということで、まちづ くり協議会が借りて、試験的にやってみようと。これで上手くいけば次の施策 にかかるかという話で、議論を進めてきました。
- (委員) それは梅の方ですが、それがこのいちご園の方に変わっていったというのは、
- (大島議員) 石部南学区まちづくり協議会の経営会議の中で、地産地消をやっていこうという話が出ました。(まちづくり協議会の)発足当時から地産地消部会があったが、実際は名前ばかりで活動が何もなかった。私がまちづくり協議会の会長となって、地産地消部会を再発足させて、それで何かしようということで、経営会議で諮り、皆さんの了承を得て、梅をやってみようかということでやらせていただきました。
- (委員) それでは、もともとの活動は、まちづくり協議会として活動されていたわけですが、この旧いちご園を借りる際には、「ファームかがやき」その代表として大島議員が、そこから大島議員の個人の名前が出てきますが、その段階でまちづくり協議会と大島議員の役割分担とか位置付けっていうのはどうなってたんでしょうか。
- (大島議員) 実は前年に借りに行った時には所有者のお兄さんがすると言っているから ということだったんですが、その翌年に電話があって、お兄さんはしないから 使ってくださいと。

石部南学区には福祉施設がたくさんあります。障がい者施設ですが、(私は) こことも関わっています。その人たちは露地栽培などで土を触ることは不可 能だということで、何かないかいう中で、障がい者の方々も、行政を何とか使 えないかなというのが、事の発端です。

梅は去年の 9 月からやっていますけど、ひきこもりの子に手伝いに来ても らっています。

障がい者の先生方と知り合えて、農業をやれたらいいなというのが発端です。それをまちづくり協議会の経営会議で話をしたときに、それいいなと皆さんの了解をもらって、手始めに何からやっていこうかということで。まちづくり協議会にはお金がありません。市からおんぶに抱っこの協議会です。そういう中で何かできないかなとなったときに、たまたま梅のお話があって、その梅

を試験的にやってみようと。これが上手いこといくんだったら、次の段階を踏もうという中で、所有者に、梅が上手いこといきましたから、貸してもらえないかという話をしたんです。

いちご園は、もともとは私の知合いが、所有者から責任持たされて作っとったんですね。ところが、いちごを辞めるさかい、どうやと、そっから始まったんですわ。事の発端はね。

- (委員) まちづくり協議会の活動としてやっておられるというふうに聞こえるんですが、 そういうふうな理解ができるんですが、一方で「ファームかがやき」、大島議員と いう個人名が出てきますが、そのまちづくり協議会の活動としてやっている中で 「ファームかがやき」がどういう位置付けになっていたのか、そこの部分を。
- (大島議員) それに関しては、とりあえず葡萄っちゅうのは、まず整備して苗床作って苗 木植えて、実際に実がなるのに3年かかります。その3年間の維持の金はどこ から出てくるんだと、まちづくり協議会からは出てきません。私はまず、それ を自分個人でそれをやりましょうと。それやった上で、実がなったら、まちづ くり協議会で、要するに 6 次産業ですね。一級品、二級品は売れますけども、 それ以外は売れません。梅も一緒なんですよ、一級品、二級品は売れるんです ね。それ(以外)を今までは皆ほかしてはりました。それを梅干しにしたり、 梅酒にしたり、梅酢、梅ジャムを作って、まちづくり協議会で販売しています。 それと同じことをまちづくり協議会でやろうと。なおかつ、これに関しては、 近江学園の梅をもらって、それを我々が収穫して販売したりしていました。そ れを今度葡萄に当てはめようと。葡萄も、私とまちづくり協議会の話の中では、 要するに一級品、二級品は、資本を投資しているのは私ですから、それは私が もらいましょうと。私の労働力もあります。売れないものは、干し葡萄にしよ う、葡萄のジャムを作ろうと。それは全てまちづくり協議会の人の手を借りて、 収穫もしてもろて、それをまちづくり協議会に還元しましょうと。それは、労 働力の対価ですね。そういう考えでやろうということで、まちづくり協議会で は話がまとまりました。そういう位置付けです。
- (委員) この葡萄園それ自体は、「ファームかがやき」、具体的には大島議員が、管理運営されていて、その葡萄園での作業などの労力をまちづくり協議会のメンバーが提供するという、そういう関係だったということですか。
- (大島議員) 一部そういうことになります。全てじゃありません。葡萄の摘粒とか摘果というのはなかなか素人ではできません。ただ、草引き、草刈り、それと、剪定はそんなに難しくないんですね。摘粒摘果言いましたけど、葡萄は実がなりますね、実がなった時に、やっぱり、形をよくしなあかん、勉強せなできませんので。それと袋掛けとか。葡萄はみな袋掛けてますわな、そういうのはあくまで専門でこっちでやってます。それ以外のことをしてもらってます。

葡萄を最初に始めたときに、いちご園のそのままの荒れたままでした。それをまちづくり協議会の皆さんに助けてもらって、ビニールをはがして、整地して、そのいちご園の苗床はみんな潰して、それを大体延べ人数 77 人って書いてたと思うんですけどね、それだけの労働力がございます。ただし、そのときには、まちづくり協議会としたらそんなお金もございません。そやから払ってません。それはあくまでみなさんの善意ですね。それと、私と一緒にやってる部会員の人は、善意とか気持ちはないと言ったらおかしいんですけども、それ以外の部会員の人にも助けてもらっております。

- (委員) 今お話しがありましたように、そのいちご園を撤去して、葡萄園に変えていく時に延べ77人の支援を受けたと。この77人っていうのはまちづくり協議会のメンバーの人たちで、まちづくり協議会としての活動というよりは、メンバーが「ファームかがやき」に無償で労力を提供したというかたちになっているんですか。
- (大島議員) 言葉的にはそうなります。ただ、最終的に実がなった時点でまちづくり協議会の、これを言うと変に取られると嫌なんですけども、売上げをまちづくり協議会に、今言いましたように6次産業は全てまちづくり協議会に出しますという話で皆さんに了解もらってやってました。
- (委員) その部分についてはまちづくり協議会に寄附をするというか入金をするので、その代わりに労力を提供してもらうという、そういう関係。これは言ってみれば、口約束のようなかたちで合意が得られたということですか。

(大島議員) そうです。

(委員) 特に何らかの契約を結んだとかそういう事実はないですか。

(大島議員) それは一切ございません。

- (委員) 実際に葡萄が本格的に収穫できるようになったのが、令和3年8月ぐらいから だということだったんですが、それ以前は、葡萄の収穫状況とか、収益っていうの はどんな状況だったんでしょうか。
- (大島議員) それ以前には一部ありまして金額にしたら 17 万円。そんな高い値段で売れません。あの時は 1,000 円かな、まちづくりセンターで。農協には出してもなかなか売れませんでした。そういうことで、まちづくりセンター、菩提寺、柑子袋まちづくりセンターとか、石部南まちづくりセンターですね、そこに置いて売らせていただきました。それも一房では売れません。それぐらいの値打ちがないんですよね。商品価値がないということで。それを、粒一粒一粒外して、10 粒で 300 円とか、そういうかたちで得た収益は 10 何万円です。それはちゃんと申告しています。

(委員) その収益はどこに入ったんですか。

(大島議員) その時の収益はまだ「ファームかがやき」がもらっています。まだ、まちづくり協議会では出していません。まだ本格的にはできていません。その品物は、

県の試験を受けたらぎりぎり通ったんですね。葡萄は消毒をします。食品として不適格、適格と言うのがあるんですね。なんとか適格いうことで、恐る恐る出させていただきました。

- (委員) そうすると、令和3年8月以前については収益が出た分については「ファームかがやき」の方に入っていったと。令和3年に本格的に収穫ができたということは、これ以降はまちづくり協議会にも収益が入っていくということになるんですか。
- (大島議員) そういうかたちをとろうと思っています。そのためにも、農林課の課長から も指導をもらっています。その次は、農業法人を作ってくれと。そういうこと をやらないと法律的に違反になるということを言われていますんで、この3月 までにはそれをちゃんとつくろうと思っています。
- (委員) つまり、この令和3年8月収穫のものからは商品的にも価値のあるものができ上がるようになったということですね。そういうことを契機として、試食をしてもらうという趣旨で配ったということでしょうか。つまり、本格的に商品化できるようなものが収穫できるようになったので、その商品として価値のあるものを試食してもらうという趣旨だったんですか。
- (大島議員) そうです。今まで、その間労働力いろいろしてもらってますから、私は通常 の儀礼の範囲のつもりで試食してもらいました。なおかつ、感想ももらわなあ きません。
- (委員) 配布されたときに葡萄は裸で持って行って渡すのか、箱などに詰めて渡すのか、 どういうかたちで渡したのか。またそれから、配布先のリストはいただいたんです が、そのお 1 人に或いは 1 世帯に対して、どのくらいの量を配布されたのか、そ の違いがあるのかも含めて、その配布の仕方について詳しく教えてください。
- (大島議員) 基本的に、その葡萄を売るつもりでしたから、こういう形で売りたいという ことを見せるために、皆さんにはパックにして渡しました。渡したのは、みな さん1軒につき一房です。
- (委員) 一軒につき一房。それは商品価値としては幾らぐらいの葡萄になるんでしょうか。
- (大島議員) そこで一番決め手になったのは、市会議員の方にも配りました。その方が、 これ 1,500 円あかんで、1,800 円で売れるでと。その言葉がヒントになりまし て、1,800 円でその後売りに出しました。それで見事に売れましたんですけど。
- (委員) そうすると 1,800 円ぐらいのものだったということですね。先ほどもおっしゃったように試食なので、意見、感想を聞かないといけないということですが、具体的に感想意見はどういうかたちで聴取されましたか。
- (大島議員) まずこれが一級品、二級品は、そのときは、その買うた市会議員さんからも 後からお金いただいてます。その時は1,500円で売るつもりでした。1,500円 で間違いなしで売れるやろという話をしました。どれくらいの価値があるの か食べてから教えてくれという話をしました。葡萄っていうのは段々しなび

てきますやんか、そういったときにどういうかたちで、どういう製品にしたらいいかと、その答えもくれと。それは、私は、まちづくり協議会で考える、カトレア部会さんとか、賑わい広場さんの方には、そういうアンケートをもらいました。その中でやっぱり一番出てくるのが葡萄パンと葡萄ジャム、こういう答えをもらっています。

(委員) 配るときには、具体的に大島議員ご自身が直接配ってまわられたんですか。1 軒 ずつ。

(大島議員) はい、そうです。

(委員) リストいただいた方全員のところに配って行かれた。

(大島議員) 行きました。

- (委員) 受け取る方は市議会議員の大島さんだというのは当然分かっていると思うんですが、まちづくり協議会の活動として、その成果物だということを明確にして渡されたのか。渡す時にこの葡萄はどういうものか、どういう経緯でできて、なぜ今、 私があなたに渡すのかということについて、説明はされましたか。
- (大島議員) まちづくり協議会の方には説明はしていません。今までからもずっと説明しています。最終的に6次製品に関してはまちづくり協議会で販売、まちづくり協議会の収益として上げよう、そのためには農業法人を立ち上げなあかんと、そういう話もしています。だから敢えて説明はしていません。何を説明したかというと、葡萄がようやく出来たんやと、食べてみて試食してみて、感想を教えてください、それだけです。
- (委員) つまり相手の人も当然分かっているので、その経緯や物の性格を説明しなくても、 それは分かってるだろうということですね。

(大島議員) はい。

(委員) それで、渡す時に試食して、感想を聞かせてくれということを、1 軒ずつ全てに 依頼されたんでしょうか。

(大島議員) はい、全てに言いました。

(委員) 回答はどの程度返ってきたんでしょうか。

(大島議員) ほとんど返ってきました。市会議員7人に出したんですけど返ってきたのは4人です。市会議員以外の方は、まちづくり協議会の、元、前、現その人ら全て答えが返ってきました。で、その内の3名の方からはそれだけの物やったら金払うということで直接金をいただいています。何度も言いますけど、持って行ったのは1軒につき一房です。

(委員) お金を払うとおっしゃった方に対してはどう対応されたんですか。

(大島議員) 分かりましたともらいました。

(委員) そのお金はどうなったんですか。

(大島議員) いや、そこはね、私の勘違いですけど、弁明書の2ページ目、葡萄販売代金

の一部をまちづくり協議会の入金した件についてとありますけども、11月24日の全員協議会で申し上げた上記の件です。そのお金はどうしたと(聞かれて)、そのときは私はまちづくり協議会に入金したと言うたんですけども、翌11月28日に青少年学区民会議の青春祭いうて、中学生の弁論大会があるんですね、そのときにまちづくり協議会の会長と副会長が列席されてまして、中間報告にそんなん載ってないと、そんな報告も受けてない、お金ももらってないということでした。その金を使って飛び出し坊やどうのこうの言うてたなという話がありまして、私の勘違いです。

(委員) とういうことは、現時点でも入金されてないと。

(大島議員) はい、そうです。

(委員) その後、お金は現時点はどこにあるという認識なんでしょうか。

(大島議員) それは「ファームかがやき」で持っております。

- (委員) 今回の葡萄の配布と直接関係ないのかもしれませんが、念のため確認させていただきたいんですが、このまちづくり協議会でその葡萄を栽培されるのは、まちづくり協議会新型交付金メニューの中に入っていまして、30万円が交付されているんですね。このお金はどういうふうなかたちで使われたんでしょうか。
- (大島議員) これはステンレスの流し台、それと、葡萄の選定する、梱包する台、それと 乾燥機、ジャムを作るためのガスレンジ、それの費用に充当しています。それ は全てまちづくり協議会の財産目録に入っています。
- (委員) これまでいちご園を葡萄園に変えて、葡萄を栽培していく一連の経費は、基本的には、「ファームかがやき」具体的には大島議員が負担されてきた、という理解でよろしいでしょうか。

(大島議員) はい、それで結構です。

(委員) では、現時点でこの農園の実質的な管理運営者は誰だというふうになりますか。 (大島議員) 私ともう一人います。共同経営者です。

(委員) つまり、そういう意味では「ファームかがやき」という名称はともかくとして、 私的な個人経営の農園だというふうに考えてよろしいでしょうか。

(大島議員) 登録はしてないですけど、そう考えていただいて結構です。

- (委員) その場合にまちづくり協議会はこれまでに労力提供などをしていたので、いわゆる見返りとして、売り上げの一部を寄附してもらうという関係になってるという理解でしょうか。
- (大島議員) いや、それはちょっと考えが違っています。今回は初めて採れましたから、 こっちとしてもやっぱり食べてもらって、まあ労力のお返しになります。食べ てもらってまず感想がほしい、それとこれが商品としてほんまに売れるか。そ うでしょ、例えば自分が作ったときに、まず、美味しい言うて誰かに食べても らいたいわけですよ。それと同じ感覚です。

- (委員) それは分かりますが、そのまちづくり協議会は、現時点でこの「ファームかがやき」に対してどういう関わり方をしているんでしょう。
- (大島議員) どういう関わりって言うておかしいんですけども、梅、柚、これを商品にして売っていますからね、まちづくり協議会で。葡萄もそれに当てはめていこうとしています。だからどういう位置付け言われたら、将来的にはまちづくり協議会が運営管理をしていけるようにしていきたいと思っています。
- (委員) 30万程の補助金がありました、まちづくり協議会の固定資産に上がってますと、それは見たらすぐ分かるわけですからね。その具体的な使用者は誰なんですか。今のお話を聞いていると、主体は、個人の方で、協議会の人たちが手伝ってくれたということで、対価的にはですね、三級品、二級品とかね、将来的にそういうものについてだけは管理させて、それで儲けてよということだから、主体的に言えば、個人がやってる事業なんですね。そこで、この30万で選別機等々買ったっていうね、その具体的な作業者っていうのは、今の話を聞いて農園の人かなというふうに思うんですけど、そこら辺をちゃんとお話していただけますか。
- (大島議員) 最終的にはまちづくり協議会にしてもらおうと思ってます。それはあくまで対価であって、それはまちづくり協議会の収入やと思ってます。それに関しては、6次産業の品物、予算に関しては「ファームかがやき」は一切収益をもらうつもりはありません。まちづくり協議会ともその話はしています。こんな答えでよろしいか。
- (委員) 現時点で売れてるのは、一級品か二級品のいい物で、それについての収益は、農園の方で収入に上げてるって話ですね。まちづくり協議会の方は、三級品とかそこら辺ってまだ現実的には売れてないわけですね。というような状況で今の使用状況から見ると、もちろん間接的にそれを選別するということやったら、もちろん悪いやつもね、はねてるわけですから、全く使ってないという意味じゃないんですけどね、でも、常識的には、この現時点における使用収益の状況は、農園の方でしょうね、という趣旨での質問なんですけども、いかがでしょうか。
- (大島議員) まちづくり協議会と「ファームかがやき」でそういう契約をちゃんと作って、ここまでの仕事に関しては「ファームかがやき」のもの、ここからの仕事に関してはまちづくり協議会のものと、そういう契約書を作ろうと思っています。 去年ほんまはその悪い品物を売る予定やったんですけども、8月に十日間雨が降りましたね、あれで残りの葡萄が壊滅してしまって、現実的に乾燥機を使ったのは梅だけです。葡萄は一切使っていません。
- (委員) 乾燥機は、葡萄じゃなくて梅の木の方でしたということですか。

(大島議員) そうです。

(委員) 梅の木の方の事業主体は、全てまちづくり協議会ということなんですんね。農園 的にはそちらの方の作業っていうのは手伝っているんですか、いないんですか。

- (大島議員) 梅ですか。梅の収穫の時に助けてもらっております。収穫はとてもやないけ ど、男衆だけではできませんので。かなりの数でございますので。収穫は、カ トレア部会の皆さんにお手伝いしてもらってます。
- (委員) 葡萄の方も梅の方も主体者は大島議員の関係のところがやってるんで、まちづくり協議会というのはそれを助けているだけの話やと、こんなふうに認識していいのか、葡萄園の方は個人の方やけども、梅の木の方はもともとまちづくり協議会でしてるんですっていうことなのか、どっちなんですか。
- (大島議員) ほんまは去年が一番いい時期やったんですけども、今言いましたように、長雨で残りの葡萄が壊滅しましたから、そういうチャンスがありません。ただその中ではもうまず協議会とそこらへんの契約を結んでまちづくり協議会に移行していきたいと思っています。経営そのものを、売上げそのものをそういうかたちに持って行きたいと思っています。それは土地の所有者にもその了解をもらって借りています。
- (委員) 質問の中で、葡萄を配布された時に試食の目的でというふうに、それとプラス、いわゆる無償で労働力を提供していただいたお礼というようにも、質問されたときに大島議員はお礼ではないというふうにおっしゃってるんですが、この弁明書の中では、関係者にお礼の意味とというふうに記載されてるんですが、これはどうなんでしょう。
- (大島議員) お礼の意味はない言うたのは、一緒の部会員さんに何のお礼の意味もありません。ただしそれ以外の部会員さんにはいろいろ助けてもらってますから、その方にはお礼の意味を込めてと、そういう解釈です。
- (委員) まちづくり協議会は団体ですので、役員さんもいらっしゃるかと思うんですけど も、その役員会で、葡萄を配布しようということは、協議されているんですか。
- (大島議員) 葡萄を収穫するのに、いろんな作業をお手伝いしてもらってます。その人らを対象に配りました。もちろん、会長とか副会長さんの一部の方には何回も見学に来てもらってますけど、肉体労働はしてもらっていません。今配った方はほとんど肉体労働をしてもらった方です。
- (委員) 配布しようということを決めたのは、大島さんが決めたんでしょうか。
- (大島議員) はい、そうです。まあ言葉悪いんですけど、あまりにも嬉しかったから。
- (委員) 配布したのは、一軒一軒まわって、葡萄を配布したということなんですよね。。 それは、部会で集まった時に一斉に配布したんではなくて、1戸1戸おうちにお伺いして、配布したということですね。配布先というのは、基本的にはカトレア部会ですか、ジャムとかに加工される人たちが中心になるんですか、試食の意味ですから。そこに配布されたものは、どういったランクのものを配布されたんですか。
- (大島議員) ランクは分かりません。初めて出来た品物です。これからいい、これからいいかと採っていただけです。これがほんまに商品として、こういうかたちで売

れますよと。それは農協さんやらに持って行きました。そこで初めて、これは一級品、二級品ってランクがつきます。だから、その時点ではランクってありません。ただ私もランクって分かりませんから、ただこれはもう食べられると。その糖度っちゅうのがあるんですね、葡萄には。その時測ったら、これはいけると、そういうもんを順番に持って行って。1日にそんな30個も40個もできません。そのときに五つ、六つとか、で、また商品として売っていかなあかん。まちづくり協議会にそのとき1,300円か1,400円かで出したと思います。そういった中で、その時のランクははっきり言って分かりません。分からんから皆さん食べてくれと。これランク付けしていきたいと。それで、皆さん、市会議員さんには明確に聞いていきましたんで。それで自信持って、そのランクで売ったらほんまに売れたということです。そやから、その時には自分ではどのランクかは分かりません。

(委員) 自分はランクは分からないと。その時点では分からなくて、後々 J A とかに持って行ってランクが分かったということですね。持って行った時点では分からないけれども、品の良さような物から順に選んで配布して試食をしてもらったということですね。

(大島議員) はい、そうです。

- (委員) いただいている資料の中で、正当な労働力の中で対価だと思っているというふう に書いていただいてるので、基本的にはここの主張でよろしいんでしょうか。
- (大島議員) はい。言葉が見つかりませんけども、その言葉がもちろん適当かなと思って 書いています。
- (委員) この葡萄園というのは、個人経営です、まちづくり協議会というのは主体者でなくて、あくまで個人の方ですと。葡萄をそこまで育て上げるためにいろんな無償の労働力が、まちづくり協議会の人に手伝ってもらって、その段階ではもちろんボランティアということであって、さっきのお礼ということはちょっと後回しにしてですね、それ以外にもやはりいろんなランニングコスト全てそちらの方で負担したってことですね。

(大島議員) そうです。

(委員) 要するにまちづくり協議会等からの助成金等も一切ありません。30 万円だけ。 それ以外には、まちづくり協議会の方から資金提供、補助金等は一切ありません。 全部、自分の方が負担して、今まで経営してきたんです。こういうことでよろしい んでしょうか。

(大島議員) そのとおりです。

(委員) 土地の貸借契約ですね、それは当初はあなたの方の名前ということで、今現在は ちゃんと名義変更できているのか。10年間となっていますが、10年以上経ったと 思うんですよね。10年以降をどんなふうな規程、契約書が残ってますか。 (大島議員) 契約書はちゃんとあります。

- (大島議員) 前首長が、まちづくり協議会の自主事業として地産地消をかなり推奨しまし た。そのときに、まず梅林園が困っていると。地産地消は、そこからの始まりで す。そこから始まって、自分らの梅を夏祭りとかいろんな行事の度に売ってる、 そのときに他の人から、それだったらついでに農業している人の野菜を売った らどうやということで、今現にまちづくり協議会でも売っています。それをずっ と継続してやってきました。でもこれだけでは利益は上がらない。私はまちづく り協議会組織そのものが最初の出だしがあまりにも悪かったと思ってます。き ちっとした考えもなしに前首長があくまで自分の思いでやった組織だと思って います。特に最初に集まった方々が区長、健康推進員さんとかそういう人が集ま ってやらはったんですけども、自治会の役員さんで集まってるのは区長以外な いんですよね。組織体制があまりにも私の中ではずさんやと思っています。そや から、まちづくり協議会も私がなったのは2年になったんですけども、とてもと ても脆弱な組織です。じゃ、この組織をどうしとくか、今まちづくり協議会って 偉そうに言うてますけど、この組織は市からみんなお金をもらってるわけです わ。言葉変えて悪いですけど、市の下請けですわ。私はこれを根底から変えてい きたいと今でも思っています。そのためにはまちづくり協議会は自立しなあか ん。独立しなあかん。今の首長はそう思っていますよ。金出すからお前ら言うこ と聞け、そんな組織のやり方みたいなん私の中にはありません。そやから、この 私のやり方がいいか悪いか知りません。ただし、これをやろうとなっていったと きに市にそういう変更のものを出して、市でははんこくれました。さっき言いま したように、乾燥機とかね。そういう場合にお金くれました。ということは、市 は、我々のやろうとしている事業に関して賛成したんですよ。私はそうとってま す。だから、途中で穴を割るようなことを私はしません。とことんやります。自 分の資材もかなり使っています。そういうふうにやると決めた以上まちづくり 協議会の皆さん、同じ思いでやっています。そやから、そこに法律的な問題があ ります。それは、農林課の課長に言われました、農業法人を作って、それでまち づくり協議会と契約をちゃんと結んで、そうです、その労働と、まちづくり協議 会の皆さんにも、金が流れているということを聞きましたので、そっちの方に向 けてこれからも邁進していきたいと思っています。以上です。
- (委員) それでは大島議員に対します事情聴取は以上で終了いたします。本日はどうもお 疲れ様でした。ありがとうございました。
- ●今後の審査スケジュール等について
- (委員) 今後は今日の事情聴取やこれらの資料等を踏まえて、場合によっては追加で何か の調査や徴収が必要になるかもしれないが、その後どう判断するかの議論を、公開 とするか非公開とするかを決めたい。先ほどは委員の意見が微妙に分かれていた

が、今の聴取も受けて、公開・非公開を改めて伺う。

- (委員) 議論の最終的なところを絶対聞いてもらってはいけないではなく、やはり市民への情報の公平性から見て、こうやって討議する内容を最終結論に至るところまでここで聞いてもらうと、情報の同一性がブレイクスルーされるので、できたら、非公開の方がいいと思っている。
- (委員) 同意見である。
- (委員) 原則どおり公開で良いと思う。
- (委員) 公開で良いと思う。
- (委員) 個人的な感想でいうと、今は実情実態については公開していることから皆さん経 緯はご存じなので、あとは委員の判断だが、非公開の委員は意見が言いやすいと思 うが、初めてのケースでもあるし、非常にデリケートな問題でもあるので、むしろ どんなことを議論したのかを知っておいてもらった方が良いと思うので、公開に したいと思う。

これからの議論も原則よほどのことがない限り、公開で進めていきたいと思う。

- (委員) 大島議員について、先ほどの回答の中で一部個人名が出ているところはそもそも 出していいのかというところもあるので、個人名が出てくるところについてはそ の段階で、一部非公開の扱いにするのもあり得ると思う。
- (委員) 個人名などが出ることは確かにあるかと思うので、公開の場で議論しているということを委員は認識し、個人名を伏せて発言しあとで確認とすることにして、個人のプライバシーなどは、この場で発言しないように気をつけていただきたい。そのあたりを注意しながら、できるだけオープンに議論していきたいと思う。

このあと若干の時間を取り、今日の事情聴取を受けて、委員の皆さんの考えや追 加調査する必要があるということがあれば、ご指摘いただきたいと思う。

- (委員) 提訴された方たちに、何が問題であったかを明確にして欲しいというのが、前回の依頼であったが、特に、なりすましというなら、このなりすましが(湖南市政治倫理)条例(第4条)の1号の、品格をなくすような行為だと言っているのか、何を問題にするかが明確でないので、今日聴取し議論したことで提訴された方たちのニーズに的確に応えることができるかどうかについて、現在では正確に回答することができないと思う。
- (委員) 前回、審査請求の趣旨がどこにあるのか、何を明らかにしてほしいのかを改めて 提出すようにお願いをしたが、出てきた資料を見ても、そこのポイントがよく分か らないというご指摘でよいか。
- (委員) 今回問合わせをした際の資料で、質問事項として二つに分けてあり、違反していると認めた行為についてというのと、どのような調査を求めているかを記述したもののうち、2点目についてのみ回答をされたのだろうと理解しており、前回、趣旨をもう少し明確にして欲しいと申し上げた際は、少なくとも原案を作ったとい

うところが問題にされているだろうということは理解した。今回は原案について 承諾があったのかどうかというところについてポイントを絞って質問したが、それ以上のものについては具体的に問題視されている事項について何も回答がなかったので、それ以上のことまで要求されているものではなく、原案を本人ではなく、他人が書いたということについて問題視して、審査請求をされたという程度の審査請求として扱えば足りるのではないかと理解していた。少なくとも現時点ではそれで足りると思う。

また特定のことについての訴訟であれば、お互い弁護士がついて、足りなければ 請求をやり直すようにと言うこともあり得るところだと思うが、あまり厳密に扱 ってしまうと、審査請求に入るまでのハードルが高くなってしまうということも あるので、審査会で一定組み取れるのであれば、それで構わないのではないかと考 える。

(委員) 最初の審査請求でなりすまし推薦文が問題だという提起をされているので、本人 以外が代わりに書いているということが一番の問題点として出されているのだろ うと思う。そこについて、政治倫理上どのようにこの審査会が判断するのかが一番 のポイントになると思う。

ただ、判断する前提として、市長自身がどこまで認識し、同意していたかというのは、いわゆるなりすましに相当するのか。単純に代わりに書いて確認しただけの、一般的によくあるレベルのことなのか。その辺りの判断材料として今日の事実確認が意味を持つことになると思うので、追加で提出のあった補足説明で、なりすまし行為があったのかどうかというのが、確認できると理解していた。

そういう意味ですぐに今結論を出すということではないが、大体求められていることは理解できるし、答えもそれなりにできると思っている。

ただ、今日森議員の案件については、森議員の認識や、思いというものを聴いたが、例えばその相手方である市長が、どの程度同意していたのかということは、本来相手の話も聴かなければならないのが普通だと思うが、そういう意味で例えば市長から事情聴取することについて何か意見はないか。

- (委員) 記者会見等の資料で大体分かると思うので、市長は呼ばなくてもよいと思う。
- (委員) 同意見である。コメントが出ているので、同じ話になるのではないか。
- (委員) 京都新聞とのやりとりの中で、市長自身が自分の道義的責任があると明確に話しているし、法的にではなく、その責任、要するに明確に見なかったけどサインしたということに対してお詫びしてあることも書いているので、あえて来てもらうことはないと思う。
- (委員) では、森議員の件については、特にこれ以上誰かから話を聴くということはなく てよいか。あと、資料として必要なものはあるか。
- (委員) 森議員の方はもうこれ以上資料としても必要ないと思う。

- (委員) 大体の部分は今日の話でかなり事実も明らかになってきたのと、これまでの資料で、大体判断する根拠になるようなものは揃ってきているということでよいか。 それでは大島議員の件について、追加の聴取や資料について要望や意見はないか。
- (委員) まち協について教えてもらったが、まち協と「ファームかがやき」との関連性が 分からないので、まち協の資料があればいただきたい。
- (委員) 大島議員の所属といいますか、地域のまちづくり協議会についてどういう資料が 特に必要か。
- (委員) 今回の葡萄に関する資料があればよい。
- (委員) 葡萄園を作ることになってから、去年ぐらいまでの間のまちづくり協議会の活動の内容が分かるものや役員構成がどうなっているか等の資料を、用意して欲しい。今日の聴取の中で、「ファームかがやき」という農業法人の準備段階の組織というのが登場してきて、実質的に今、大島議員ともう1人の共同経営者という方が、経営しているようで、そこは今農園を事実上管理運営しているというような話だったが、資料だけ見ていると農園はまちづくり協議会のもののようにも見えた。しかしそうではないようなことが明らかになってきたので、そうなると、そこでできた生産物を配布するということは、まちづくり協議会の活動とは言えないという印象を持たざるをえないので、そのあたりの事実関係によっては、大島議員個人が配ったということになる。まちづくり協議会の活動として、そのメンバーに単純に配布しただけのことなのかでは大分性格が変わってくると思うので、そこを確認する意味で、まちづくり協議会がどういう実態を持っていて、大島議員がその中でどういう位置付け役割を今やっているのかが分かるような資料をお願いする。
- (委員) そういった事業の計画等が分からないと、今回お話いろいろ伺ったが、1度で理解できるような内容ではなかったかと思う。そういった事業報告書等を拝見した上で、さらに、例えばもう一度大島議員に聞くだとか、もしくはまちづくり協議会の方に聞くだとか、もしくは何かしら書類を提出してもらうだとか、そういった段階になりうると思うので、まずは資料を提出いただいて、検討ということになるのではないか。
- (委員) そういう意味で 1 件目の森議員の件については、次回の議論である程度の判断 に近いところまでいけると思うが、大島議員の件については、今の資料等をいただ いてもう一度検討するので、次回にすぐに結論にもっていけるということにはな らない可能性がある。もう少し先になるかもしれないので、今案件二つは切り離し ているので結論が出る時期もずれる可能性があるということで進めていきたいと 思う。

その資料を見てからでないと判断しきれないということで、もし資料を見せていただいて例えばまちづくり協議会の誰かから話を聞いた方がいいというようなことがあれば次回の21日以前に、事務局の方に知らせて、委員の皆さんの了解が

あれば、調整だけはしておくという形でできるだけ早く審議が進むようにしたい と思うので、持ち回り会議的なものも、その進め方に関する部分については、取り 入れたいと思う。

それで、実際に聴取をしたり、意見を述べていただくのは先ほど公開と決めたので、そういう部分についてはこの場で協議することにしたいと思うので、手続き的な部分については、持ち回りでやるということも、随時組み込んでいきたいと思いますので、了承願います。

それでは、次回の審査については、森議員の件についてはある程度判断に近いものが出せるような形の審議をし、大島議員の件については資料等に応じて、分かった範囲の中での議論を進めていきたいと思います。

理想的には次回あたりにその結論が出ればよいのですが、またそのような当初 はそのくらいのスケジュール感でいたが、やはり、あまり軽々に判断するのがよく ないと思うので慎重に進めていきたいと思う。

- 3. その他
- 4. 閉会